

福岡県による要請に応じて、【第1期】令和3年5月12日から5月31日まで、【第2期】令和3年6月1日から6月20日まで、【第3期】令和3年6月21日から7月11日までの期間に営業時間短縮等を行った1,000㎡超の大規模施設を運営する事業者の皆さま、及び大規模施設のテナント事業者等の皆さまに協力金を給付します。

※やむを得ない理由により、【第1期】5月12日から営業時間短縮要請に応じられなかった場合は5月16日までに、【第2期】6月1日から営業時間短縮要請に応じられなかった場合は6月5日までに、【第3期】6月21日から営業時間短縮要請に応じられなかった場合は6月25日までに要請に応じた場合が対象になります。

※やむを得ない理由により、休業要請に応じられなかった場合は休業に応じた日が対象になります。

福岡県からの要請

要請期間	【第1期】令和3年5月12日(水)0時～5月31日(月)24時 【第2期】令和3年6月1日(火)0時～6月20日(日)24時 【第3期】令和3年6月21日(月)0時～7月11日(日)24時
対象区域	【第1期】【第2期】福岡県内全域 【第3期】福岡市、北九州市、久留米市 ※イベント開催制限は、県内全域
要請対象施設	要請内容
劇場、観覧場、映画館、演芸場など	○人数上限5000人かつ収容率50%以内の要請 ※【第3期】は、人数上限5000人かつ収容率大声あり50%/大声なし100%の要請 ○(1000㎡超)20時までの営業時間短縮要請 ※イベント開催の場合は 県内全域 を対象に21時までの営業時間短縮を要請 【第1期】では、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオは、土日は休業要請の対象でしたが、【第2期】以降は、土日は平日同様、営業時間短縮要請の対象となります。
集会場、公会堂など	
展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホールなど	
ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る。)	
体育館、スケート場、水泳場、屋内テニスコート、柔剣道場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニスコート、ゴルフ練習場、バッティング練習場、 スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ など	
博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園など	
マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンターなど	
個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場など	○(1000㎡超)20時までの営業時間短縮要請 5月22日～6日20日の土日は休業要請
スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業など	
大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店、家電量販店など	○(1000㎡超)20時までの営業時間短縮要請 5月22日～6日20日の土日は休業要請 ※生活必需物資を除く。

給付額

1日あたり給付額 × (要請に応じて短縮した時間 ÷ 本来の営業時間) × 要請に応じた日数

※ 要請対応開始日が【第1期】5月13日～16日、【第2期】6月2日～5日、【第3期】6月22日～25日の場合は、当該要請対応開始日からの日数が対象
※ 休業要請に応じた日については、1日あたり給付額を給付します。

	大規模施設	テナント
1日あたり給付額	自己利用分面積※1,000㎡毎に20万円 ※特定大規模施設運営事業者自らが一般消費者向け事業の用に直接供している部分であって、要請に応じて休業又は時短営業を行っている部分の面積(生活必需品の売り場を除く) ※映画館運営事業者も対象 ※1,000㎡以下の場合も20万円 協力金対象テナント数(10以上の場合) × 2千円	対象床面積※100㎡毎に2万円 ※100㎡未満の場合は2万円 ※百貨店の店子の場合、1店舗あたり2万円 ※映画館運営事業者及び映画配給会社には、それぞれ1スクリーンあたり2万円(要請に応じ上映できなかった回数/対象日に予定していた上映回数を乗じた額)

申請受付期間(電子申請・郵送申請)

【第1期】令和3年6月1日(火)～8月11日(水) 【第2期】令和3年6月21日(月)～8月11日(水)
【第3期】令和3年7月12日(月)～8月11日(水)

給付要件

※詳細は募集要項をご覧ください。

1 大規模施設

- ①福岡県内において床面積が1,000㎡を超える要請対象施設を運営する事業者であること
- ②要請期間の全ての期間に、要請に応じていること。但し、やむを得ない理由により、【第1期】5月12日から要請に応じられなかった場合は5月16日までに、【第2期】6月1日から要請に応じられなかった場合は6月5日までに、【第3期】6月21日から要請に応じられなかった場合は6月25日までに要請に応じ、残りの全ての期間に要請に応じていること(休業要請については、休業要請対象日のいずれかの日に要請に応じていること)
- ③飲食業に係る協力金の支給対象となっている施設以外の施設(そのテナント事業者等が支給対象となっている場合を除く。)であること

2 テナント

- ①要請期間において、要請に応じている大規模施設の区画を賃借し出店している店舗を運営する事業者であること(百貨店においては、当該店舗の売上が百貨店に計上されたのちに分配され、百貨店から一定の区画の分配を受け、店舗の運営者名義で出店し、一定の自立性をもって事業を営むなどの店舗を含む)
- ②当該大規模施設が要請に応じたことに伴い、休業・営業時間短縮をおこなった店舗であること。
- ③要請期間に飲食業に係る協力金の支給を受けていないこと

必要書類

※主な必要書類です。詳細は募集要項をご覧ください。

1 大規模施設

- ①通帳の写し
- ②床面積が1,000㎡を超えていることが確認できる書類の写し(大規模小売店舗立地法上の届出の 写しなど)
- ③休業・営業時間短縮の状況が分かる書類の写し又は写真(告知文や大規模施設のホームページなど)

2 テナント

- ①本人確認書類の写し(運転免許証など)※個人事業者のみ
- ②通帳の写し
- ③大規模施設に出店していることが確認できる書類の写し(賃貸借契約書など)
- ④店舗の外観全体(店舗名)が分かる写真
- ⑤出店している大規模施設の休業・営業時間短縮の状況が分かる書類の写し又は写真(告知文や大規模施設のホームページなど)
- ⑥休業・営業時間短縮の状況が分かる書類の写し又は写真(変更前後の営業時間を確認できるホームページや店頭ポスター、チラシなど)

※上記以外に事務局が必要と認める書類の提出を求めることがあります。

協力金に関するお問い合わせ先

福岡県感染拡大防止協力金コールセンター

TEL:0120-567-918 (平日、土、日、祝日 9時~17時)

福岡県感染拡大防止協力金ホームページ

福岡県感染拡大防止協力金



福岡県新型コロナウイルス感染防止宣言ステッカーについて

業種別の感染拡大防止ガイドラインに基づく対策を徹底した上で、「感染防止宣言ステッカー」を掲示して安心して利用できる店舗であることをお知らせしましょう。

<福岡県新型コロナウイルス感染症一般相談窓口> TEL:092-643-3599(9:00~18:00 平日)

